

静岡県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

平成29年4月28日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
介護老人保健施設 リハビリパーク清水	静岡市清水区石川135番地	介護老人保健施設
掛川東病院	掛川市杉谷南一丁目1-1	病院
介護老人保健施設 桔梗の丘	掛川市杉谷南一丁目1-1	介護老人保健施設

2 指定年月日 平成29年4月28日